

公布された条例のあらまし

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 特殊勤務手当の特例の廃止
新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を廃止することとした。
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

- 1 自動車税関係
 - (1) 環境性能割の税率について、令和六年一月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。
 - (2) 環境性能割の税率について、令和七年四月一日以後の適用範囲に係る燃費性能に関する要件等を見直すこととした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) 令和六年一月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
 - ア 2の一部 公布の日
 - イ 2の一部 令和七年七月一日
 - ウ 1(2)、2の一部及び(2)の一部 令和七年四月一日
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 畜産業用車庫等の用途に供する畜舎等の敷地が接する道路
都市計画区域内における畜産業用車庫等（敷地内の畜産業用車庫、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則に掲げる施設（同

令に規定する畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用するものに限る。
）又は同令に掲げる施設（同令に規定する家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な車両の保管の目的のために使用するものに限る。）の用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超える畜舎等をいう。以下同じ。）の用途に供する畜舎等の敷地には、次のいずれかに該当する道路へ畜産業用車両（同令に規定する主務大臣が定める車両をいう。）が出入りする出入口を設けてはならないこととする事とした。

(1) 道路の交差点若しくは曲がり角から五メートル以内又は勾配が六分の一以上の道路

(2) 公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から十メートル以内の道路

2 畜産業用車庫等の前面空地

都市計画区域内において畜産業用車庫等の用途に供する畜舎等から道路へ出入りする場所には、前面道路の通行を見通すことができるように道路境界線から一メートル以上後退した空地又は空間を設けなければならないこととする事とした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の追加

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習について、次のとおり手数料を徴収することとした。

(1) 手数料額 講習一時間について二、〇〇〇円

(2) 徴収時期 受講のとき。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 信号機に関する基準の見直し

歩行者用青信号に従って道路を横断することができるものに特定小型原動機付自転車を追加することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の退職手当の特例に関する条例

1 知事の退職手当の不支給

知事及び副知事の退職手当に関する条例の規定にかかわらず、令和五年五月三日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。